

島本町教育委員会 会議録（令和7年第7回 定例会）

日 時	令和7年6月5日（木） 午前9時30分 ～ 午前9時51分
場 所	島本町役場4階 議会第3・第4会議室
出 席 者	横山寛教育長、西尾一実教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、乾真琴参事、佐々木桃果 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長 （保育幼稚園課）三宅拓也課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	高岡理恵教育委員、丸野亨教育委員
委 員	
議 題	第19号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について 第20号議案 令和7年度教育費補正予算（案）について 第21号議案 動産の買入れについて 第22号議案 島本町社会教育委員の委嘱について
議 決 事 項	第19号議案、第20号議案、第21号議案、第22号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長

本日、高岡教育委員及び丸野教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は3名です。定足数を満たしておりますので、令和7年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定に基づき、会議録確認委員は西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第19号議案「島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、第19号議案「島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

なお、本条例は、町長部局の改正内容も含めて提出する内容となっておりますので、教育委員会の所管分について御審議いただきますようお願いいたします。

資料の6ページをお開きください。

提案理由は、本町の既設の附属機関を廃止し、新たな附属機関を加えるため、所要の改正を行うもので、教育委員会所管部分の施行期日は公布の日でございます。

今回の改正内容について、議案参考資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。資料の8ページをお開きください。

表の右側、現行部分が、廃止する島本町新体育館等整備基本計画策定委員会でございます。本委員会は、島本町新体育館等整備基本計画の策定にご尽力いただきましたが、令和6年度末に基本計画の策定が完了したことによってその役目を終えるものでございます。

表の左側、改正案部分が、今回新たに附属機関に加える島本町新体育館等整備事業者選定委員会でございます。本委員会の担当する事務

は、新体育館等の整備事業者の選定において公正性及び透明性を確保するため、書類、面接等による審査を実施し、その結果を教育委員会に報告するもので、委員の定数は7人以内でございます。なお、委員の構成は、学識経験を有する者と町の職員でございます。

次に9ページをお開きください。本条例の改正に伴い、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」についても一部改正を行うものでございます。上から5段目の島本町新体育館等整備基本計画策定委員会委員を島本町新体育館等整備事業者選定委員会委員に改正するもので、報酬額は日額7,500円に変更がないものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

改正案の中で体育館等の方なんですけれども、面接があるというお話でしたけれども、これは自薦、他薦、両方あるということでしょうか。

生涯学習課長

ここに書かせていただいております面接と申し上げますのが、新体育館の整備事業者の選定におきまして事業者選定の中で行ういわゆるプレゼンテーションのようなものになります。ですので、そういった面接を経てこの委員の皆様にとどの業者が良いかというところの裁定をしていただくというような形が今回委員の皆様をお願いする業務ということになってまいります。以上でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第20号議案「令和7年度教育費補正予算（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第20号議案「令和7年度教育費補正予算（案）について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の補正予算は、令和7年6月23日から開かれる町議会6月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案資料13ページをお開きください。

始めに、歳出でございます。

次ページの歳出内訳説明書の放課後子ども教室推進事業（施策）843千円につきましては、全ての小学校で実施している放課後子ども教室を、現在の学校授業日の他に夏季休暇期間も拡大して実施するために増額するものでございます。

次に、教育振興事業990千円につきましては、小学校の5、6年生にデジタルドリルを導入するために増額するものでございます。

次に、中学校施設改善事業7,922千円につきましては、町立第二中学校の給食室に係る屋外の排水不良の改修工事を行うため増額するものでございます。

続いて、債務負担行為でございます。

今回、2件の債務負担行為を設定しております。

設定理由としましては、それぞれ、令和8年度当初から直ちに業務または使用を開始できるよう、本年度中に契約を締結する必要があるため設定するものでございます。

2件のうち上段の『町立小学校給食調理等業務委託（追加）』につきましては、令和8年度から第一幼稚園で給食提供を開始するに当たり、第二保育所で調理した給食を第一幼稚園へ運搬する業務を追加するために設定するものでございます。

教育総務課は、以上でございます。

保育幼稚園課長 続きまして、令和7年度教育費補正予算（案）のうち、保育幼稚園課所管分について、御説明申し上げます。

資料14ページ上段「歳出内訳説明書」をご覧ください。

上から4段目「目：幼稚園費」「節：需用費」95万2千円及び「節：備品購入費」43万5千円につきましては、令和8年度から第一幼稚園において給食の提供を開始する予定としており、そのために必要となる食器等の消耗品及び配膳台等の備品を購入するため増額するものでございます。

保育幼稚園課所管分につきましては、以上でございます。

生涯学習課長 続いて、生涯学習課所管分についてご説明いたします。資料14ページをご覧ください。

上段「歳出内訳説明書」の一番下の項目、スポーツ推進費1288万3千円についてでございます。令和6年度に策定した「島本町新体育館等整備基本計画」に基づき、水無瀬川緑地公園に体育館と屋内プールを整備するため、設計と工事を一括で請け負う事業者を選定するための選定委員会に関する費用及び、建設予定地のボーリング調査費用を増額するものでございます。

続きまして、下段「債務負担行為」の一番下の項目、新体育館等整備事業者選定支援業務委託1650万円についてでございます。先ほどスポーツ推進費の補正予算でご説明させていただいた新体育館等の整備に関して、令和7年度から8年度にかけまして、事業者選定に係る支援業務を委託するために設定するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員 中学校の排水不良の改修工事というところで設備不良の改修工事用の予算というのは当初予算で保全の費用などで取っていらっしゃったりしないのでしょうか。

教育総務課長 各種修繕料につきましては、1校当たり200万円の予算を取っております。一中二中で計400万。ただ今回の改修工事につきまして

は、令和6年度に設計をした結果、先ほど申し上げた200万では足りませんので、その差額分を、今回増額補正をさせていただいて、工事に着手するものです。

教育委員 放課後こども支援費の中で夏季休暇期間における実施期間の拡大とあるんですけど、この拡大の要因というのは具体的には何か教えていただければ有り難いです。

教育総務課長 こちらについては、現在授業日で放課後に実施しておりますが、子ども子育て会議等で委員の方から、公園が少ない、子どもが遊べる居場所をつくってほしいなど、いろいろ御意見をいただきまして、特に夏季休業期間、夏休みの期間等についてのお声をいただいたものですから、まずは夏休みの期間午後1時から午後5時までの間、今の放課後で行っている校庭開放を体育館にて拡充するというものです。

教育委員 学校の校庭が今利用可能になっていて、それはおそらく時間帯の制限はあるんでしょうけど、それにプラスってということで今の御説明があったということで理解してよろしいでしょうか。

教育総務課長 特に夏休みの期間ですと、相当暑さ指数で31度を超える日がおそらくほとんどの日に当たるので、グラウンドというよりは今回の体育館で、暑さ指数もスポットバズーカーを稼働させながらでしたらクラブ活動等もできている状況ですので、グラウンドよりも体育館のほうが、子どもたちが活動できるであろうということで、今回体育館を開放するというごさいます。

教育長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第 2 1 号議案「動産の買入れについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第 2 1 号議案「動産の買入れについて」、御説明申し上げます。

議案資料 1 5 ページをご覧ください。

本案件は、令和 7 年 6 月 2 3 日から開かれる町議会 6 月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第 1 条第 1 項第 1 3 号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

このたびの物品売買契約につきましては、その予定価格が 7 0 0 万円以上であり、議会の議決に付すべき教育事務関係の案件によるものでございます。

1 7 ページをお開きください。

買入れ物品の名称は、島本町立学校で使用するタブレット端末でございます、「買入れ金額」は、「2 2 0, 5 9 5, 6 5 0 円」、「買入れ先」は「令和 7 年度大阪府 GIGA スクール (ChromeOS) 共同企業体」でございます。

1 8 ページをお開きください。

「動産の内容」といたしましては、町立小・中学校で使用するタブレット端末 3, 3 0 5 台でございます。

「契約方法」につきましては、調達するタブレットの O S の種類や調達方法により分けられたグループごとに、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課が事務局となる『大阪府公立学校情報機器共同調達協議会』が、令和 7 年 3 月 7 日に一般競争入札を執行し、同年 4 月 2 1 日に開札され、落札業者が決定しておりますことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とするものでございます。

なお、本動産の買入れについての「仮契約締結日」につきましては、本日付けで行う予定でございます。

1 9 ページ以降に、参考として、『大阪府公立学校情報機器共同調達協議会会長』から本町教育長に対しての「入札結果 (通知)」と、一般

競争入札結果詳細資料を添付させていただいております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

今までのタブレット端末はレンタルだったんですか。

教育総務課長

ほとんどが買い取りでございます。

教育委員

今回買取をして修理、例えば子どもが使うものなので結構壊れたりすると思うんですけど、その修理っていうのはまた別途買い取りということは費用がかかってくるものなののでしょうか。

教育総務課長

今回そういった故障等の対応も踏まえて、今回の共同調達の中で必要台数の15%上乗せをして、それも補助金で見ますという形で今回制度設計されておりますので、本町といたしましても児童数より多い3,305台を調達させていただいています。万が一、故障した際にはその予備機をすぐに投入して対応することで、学びのできない期間というのを開けないような形で対応する予定です。

教育委員

端末の購入、タブレットの購入についてはこの長い名前の協議会が調達、大阪府下一斉の入札というか、購入されるわけですね。ここには例えば島本町の台数が入ってて、この島本町の具体的なタブレットに対する要望というのが反映されて、島本町のはこれですよ、という、そういう入札方法、大阪府下一括ではなくて市町村別に入札されているということでしょうか。

教育総務課長

初めに今回の調達に当たっては大阪府の43団体で、政令指定都市を中心に大阪市や堺市は独自でされるんですけども、まずOSをGoogleのChrome OSか、アップルのiPadか、Windowsか、その3つのグループで、かつ、それぞれ買取かリースか、というところで計6グループにわかれております。そのわかれたグループの中で、協議会の中で複数回協議をされてGoogleの買い取り、我々そこにグループ属してるんですけども、そこでどういった端末がいいのかということを議論して、その複数ある端末の中で今回は学校にもデモ機をお借りして、学校の意見も踏まえて、最終、府内

17団体が属しているGoogle買取グループの中で機器を決定し、入札をした結果が、添付させていただいている入札の結果になりますので、そのグループの中で希望する仕様と機器を決めたという形になっております。

教育委員

そうすると17グループの中での最大公約数を最適化されてということで、島本町としては割と満足度の高いタブレットであるということで判断していいということなんですね。

教育総務課長

特に今回学校の御意見等も踏まえてGoogleにOSを決めたことと、デモ機も学校の先生方に触っていただいた上で、で決めたところですので、現場のお声を反映させた形での仕様となっていると認識しています。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第22号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、第22号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

資料21ページでございます。本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

社会教育委員は、教育委員会に対し社会教育に関する助言を行っていただいております。資料の23ページをお開きください。表の一番上、「家島 明彦（いえしまあきひこ）」氏が今回新たに委嘱をお願い

する方でございます。社会教育関係団体である島本町PTA連絡協議会から選出いただいております、前任である「小林 麻美子（こばやし まみこ）」氏の後任となります。

任期は、令和7年6月6日から、前任の残任期間である令和8年3月31日までを予定しております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。